輸入統計品目表第四四類の号注中1を2とし、同号注に1として次のように加える。

1　第4401.31号において「木質ペレット」とは、木材機械加工業、家具製造業その他の木材加工業において生ずる副産物（例えば、削りくず、のこくず及びチップ）で、直接圧縮すること又は全重量の3％以下の結合剤を加えることにより凝結させたもの（直径が25ミリメートル以下で、長さが100ミリメートル以下の円筒状の物品に限る。）をいう。	

輸入統計品目表第四四・〇一項中

「	4401.30	000	―のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）	MT 」を
「			―のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）	に
	4401.31	000	――木質ペレット	MT
	4401.39	000	――その他のもの	MT 」

改める。

輸入統計品目表第四四・〇三項、第四四・〇七項、第四四・〇八項及び第四四・一一項中「号注1」を「号注2」に改める。

輸入統計品目表第四七〇六・九三号中「セミケミカルパルプ」を「機械的及び化学的工程の組合せにより製造したもの」に改める。

輸入統計品目表第四八類の注2(p)中「がん具」を「玩具」に改め、「及び第96類の物品（例えば、ボタン）」を削り、同注2に次のように加える。

(q)　第96類の物品（例えば、ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き）	

輸入統計品目表第四八類の号注3中「段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）」とは、さらしてないセミケミカルパルプ（広葉樹のものに限る。）」を「セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙」とは、機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ（さらしてないものに限る。）」に、「中しん試験」を「中芯試験」に改め、同号注4中「セミケミカルパルプ工程」を「機械的及び化学的工程の組合せ」に、「中しん試験」を「中芯試験」に改める。

輸入統計品目表第四八・〇五項中「中しん原紙」を「中芯原紙」に改める。

輸入統計品目表第四八〇八・一一〇号及び第四八〇八・一三〇号を削り、同表第四八〇八・一〇号の次に次の1号を加える。

	4808.40	000	―クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）	KG

輸入統計品目表第四八一四・一〇号を削る。

輸入統計品目表第四八・一八項中「、乳児用のおむつ、タンポン」を削り、同表第四八一八・四〇号を削る。

輸入統計品目表第一一部の注1(u)中「及びタイプライターリボン」を「、タイプライターリボン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びに乳児用のおむつ及びおむつ中敷き」に改める。

輸入統計品目表第一一部の注7中(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c)　特定の大きさに裁断し、少なくとも一の縁を熱溶着し（縁を先細にし又は圧着したのが見えるものに限る。）、その他の縁をこの注に規定される他の加工をした物品（反物の裁断した縁にほつれ止めのための熱裁断その他の簡単な加工をしたものを除く。）	

輸入統計品目表第五六類の注1に次のように加える。

(f)　第96.19項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品	

輸入統計品目表第五六〇一・一〇号を削る。

輸入統計品目表第五八〇一・一四号及び第五八〇一・一五号を削り、同表第五八〇一・一六号の次に次の1号を加える。

	5801.27		――たてパイル織物		
			―――プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		
		011	―――パイルを切つてないもの	SM	KG
		019	―――パイルを切つたもの	SM	KG
			―――その他のもの		
		021	―――パイルを切つてないもの	SM	KG
		029	―――パイルを切つたもの	SM	KG

輸入統計品目表第五八〇一・二四号及び第五八〇一・二五号を削り、同表第五八〇一・二六号の次に次の1号を加える。

	5801.37		――たてパイル織物		
			―――プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		
		110	―――パイルを切つてないもの	SM	KG
		190	―――パイルを切つたもの	SM	KG
			―――その他のもの		
			―――添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの		
		211	―――パイルを切つてないもの	SM	KG
		219	―――パイルを切つたもの	SM	KG
			―――その他のもの		
		221	―――パイルを切つてないもの	SM	KG
		229	―――パイルを切つたもの	SM	KG

輸入統計品目表第六一類の注6(a)及び第六二類の注4(a)中「ものとし、乳児用のおむつを含む」を削る。

輸入統計品目表第六一一一・四一号を削り、同表第六一一一・四九号を次のように改める。

	6211.49		――その他の紡織用繊維製のもの	
			―――毛皮付きのもの	
		110	―――羊毛製又は繊獣毛製のもの	NO KG
		190	―――その他のもの	NO KG
			―――その他のもの	
		220	―――羊毛製又は繊獣毛製のもの	NO KG
			―――その他のもの	
		210	―――絹製のもの	NO KG
		290	―――その他のもの	NO KG

輸入統計品目表第六三・〇六項中

「			―その他のもの		
	6306.91	000	――綿製のもの	KG	を
	6306.99	000	――その他の紡織用繊維製のもの	KG	」